

■国民健康保険税

低所得世帯に対する軽減判定所得の算定方法が変わります。

令和5年度の保険税から軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、次のとおり変更になります。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える人）と公的年金等の支給を受ける人（65歳未満・公的年金等の収入が60万円を超える人、65歳以上・公的年金等の収入が110万円（公的年金特別控除を含め125万円）を超える人）をいいます。



2割軽減世帯…43万円 + {53万5千円 × (加入者数)}  
+ {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}

5割軽減世帯…43万円 + {29万円 × (加入者数)}  
+ {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}

7割軽減世帯…43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)}

■国民健康保険税

後期高齢者支援金の課税限度額が変わります。

皆さんに納めていただく保険税は、医療給付費・後期高齢者支援金・介護納付金の3本立ての構成になっておりますが、次のとおり後期高齢者支援金の課税限度額が変更になります。

保険税は、世帯員の所得割（前年の所得に応じた額）・資産割（固定資産税額に応じた額）・均等割（被保険者1人あたりの額）・平等割（1世帯当たりの額）で計算されています。

※令和5年度保険税は8月中旬頃に通知します。

■お問い合わせ

税務住民課 税務係

☎ 4-2511 内線 115

☆ 4-2511 103

保健福祉課 医療給付係

☎ 4-2511 内線 125

☆ 4-2511 04

